統　計

平成26年2月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	2　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−7,268	−28,128	−7,198
（対前年同月比）	（1.0）	（70.9）	（17,178.5）
貿易収支	−5,334	−23,454	−5,407
（対前年同月比）	（−1.4）	（79.4）	（—）
輸出	59,411	55,167	51,353
（対前年同月比）	（15.7）	（16.7）	（−2.6）
輸入	64,745	78,620	56,760
（対前年同月比）	（14.1）	（30.3）	（11.6）
サービス収支	−1,934	−4,674	−1,791
（対前年同月比）	（8.0）	（37.9）	（−6.5）
第一次所得収支	14,593	13,374	14,088
（対前年同月比）	（3.6）	（8.6）	（13.5）
第二次所得収支	−1,199	−1,136	−393
（対前年同月比）	（205.1）	（—）	（5.8）
経常収支	6,127	−15,890	6,497
（対前年同月比）	（−5.7）	（356.1）	（−45.8）
資本移転等収支	−42	−58	−215
直接投資	7,936	11,538	4,190
証券投資	1,365	−62,549	−43,906
金融派生商品	1,005	5,461	10,291
その他投資	−23,430	27,308	24,996
外貨準備	5,805	3,521	−1,527
金融収支	−7,319	−14,720	−5,957
誤差脱漏	−13,403	1,227	−12,239

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

平成25年10～12月中国際収支状況（確報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	10　月	11　月	12　月	10～12月
貿易・サービス収支	−14,313	−13,529	−14,479	−42,320
（対前年同月〈期〉比）	（86.7）	（35.9）	（76.4）	（63.9）
貿易収支	−10,922	−12,602	−12,372	−35,896
（対前年同月〈期〉比）	（142.0）	（48.1）	（116.2）	（91.5）
輸出	58,386	56,301	58,656	173,343
（対前年同月〈期〉比）	（18.0）	（17.6）	（15.7）	（17.1）
輸入	69,308	68,903	71,028	209,239
（対前年同月〈期〉比）	（28.3）	（22.2）	（25.9）	（25.4）
サービス収支	−3,391	−927	−2,107	−6,424
所得収支	13,608	8,836	8,453	30,897
経常移転収支	−839	−1,276	−772	−2,887
経常収支	−1,543	−5,969	−6,799	−14,311
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（232.4）	（194.7）	（—）
投資収支	4,179	6,702	19,730	30,610
直接投資	−9,039	−4,286	−17,981	−31,307
証券投資	73,202	839	−13,556	60,485
（証券貸借取引を除く）	（31,306）	（−1,834）	（12,167）	（41,639）
金融派生商品	1,536	−2,904	−2,968	−4,336
その他投資	−61,520	13,053	54,235	5,768
（証券貸借取引を除く）	（−19,624）	（15,725）	（28,511）	（24,612）
その他資本収支	−175	−261	−110	−546
資本収支	4,004	6,441	19,619	30,064
外貨準備増（−）減	−74	−1,999	−506	−2,579
誤差脱漏	−2,387	1,527	−12,314	−13,175

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

裁判事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年４月４日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年４月17日

岡山地方法務局長　小川　満

記

氏名　田村　昇
所属する司法書士会　岡山県司法書士会
登録番号　岡山第665号
事務所の所在地　岡山市北区玉柏2151番地
違反行為　不当誘致行為等

証　書　無　効

証書名	証書番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
歳入歳出外現金領収証書	ＡＦ012800 No.01～No.20	平成26年３月31日	兵庫労働局 姫路労働基準監督署 厚生労働事務官　神野　麻紀

上記のとおり、証書を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成26年４月17日　厚生労働省

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月17日

東北地方整備局長　小池　剛

1　処分をした年月日　平成26年３月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　勝又金属工業㈱　勝又　祐人　青森県青森市大字高田字日野58番１　国土交通大臣許可（般―23）第24199号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年３月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。